

山形県立鶴岡乳児院洗濯業務及び山形県立鶴岡乳児院・  
山形県庄内児童相談所清掃業務委託仕様書

山形県立鶴岡乳児院洗濯業務及び山形県立鶴岡乳児院・山形県庄内児童相談所清掃業務は次の要領により実施すること。

(洗濯業務)

- 1 業務時間は、8時30分から15時30分の間で行うこと。
- 2 業務の対象となる洗濯物は、鶴岡乳児院の入所児童の被服の他に、布製の玩具等発注者が特に依頼するものを含むとし、その数量は、発注者が保育上必要とする全数量とすること。
- 3 業務遂行に必要な機械器具は、発注者の所有に属するものを使用するが、善良な管理を行い、異常を認めた場合は速やかに報告すること。
- 4 業務遂行に必要な光熱水費及び洗剤等の消耗品は、発注者の負担とするが、受注者は適量の使用に努め節約すること。
- 5 受注者は、洗濯等により生じたほころび、その他簡易に補修できるものについては、その補修を行うこと。
- 6 洗濯及び整理の方法については、発注者の指示に従うこと。
- 7 毎日の作業が終了したら、電源、ガスの元栓等を確認し、特に火気の取り扱いには十分注意すること。
- 8 受注者は日常業務が終了したら、その日の作業内容を「業務日誌」により発注者に報告すること。

(清掃業務)

- 1 業務の内容は、庁舎内の清掃及び環境衛生上必要な事項とし、原則として別紙「鶴岡乳児院・庄内児童相談所清掃箇所一覧」に示すところによること。
- 2 業務の実施は、1週1回及び年末年始の指定する日(年2回)を除き、毎日午前8時より開始し正午までに完了すること。なお、なかよしルーム等一部については、年間を通して拭き掃除を実施すること。
- 3 業務遂行に必要な器具及び消耗品等は、すべて受注者が提供する。光熱水費については発注者が負担するものとし、受注者は適量の使用に努め節約すること。

(殺虫業務)

- 1 業務の内容は、鶴岡乳児院の調理室及び鶴岡乳児院・庄内児童相談所の畳部屋における害虫の駆除を行うものであり、年1回発注者の指示により行うこと。
- 2 使用薬品は、厚生労働省認可の人畜無害で引火性のないものとする。

(その他)

- 1 鶴岡乳児院の洗濯業務及び鶴岡乳児院・庄内児童相談所の清掃業務の実施において、受注者は従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- 2 受注者は、業務の責任者については正規職員や社会保険被保険者を配置すること。
- 3 その他必要とする事項については、両者が協議して決めることとする。